

(平成25年9月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 18 件

厚生年金関係 18 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の、A社における船員保険被保険者の資格取得日は昭和19年8月6日、資格喪失日は20年7月16日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年8月から20年2月までは45円、同年3月は75円、同年4月から同年6月までは80円とすることが妥当である。

また、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月6日から20年7月16日まで

年金事務所に船員保険の加入記録を照会したところ、A社において被保険者資格を取得した日の記録はあるが、資格を喪失した日が記されていないため、年金事務所において記録の訂正ができない旨の回答を受けた。

私は、A社所有のB船に昭和19年8月6日にC港にて乗り、同船が20年7月にD県沖で外国軍の空爆を受け沈没するまで乗船勤務していた。申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳において、申立人と同姓同名かつ生年月日が同一の被保険者で、昭和19年8月6日に被保険者資格を取得し、20年3月1日及び同年4月1日に標準報酬月額が変更され、被保険者資格の喪失日が記されていない基礎年金番号に未統合の船員保険被保険者記録が確認できる。

また、A社所有のB船については、E組織が保管する喪失船舶一覧表において、昭和20年7月*日にD県沖において空爆により喪失した旨記されているところ、申立人は、同船に昭和19年8月6日に乗り、同船が20年7月*日に沈没するまで乗船勤務していたとして、当時の同船の沈没原因及び沈没場所

などについて詳述していることから判断すると、当該未統合記録は申立人の記録であると認められ、申立人は同船が沈没した同年7月*日まで乗船勤務していたことが推認できる。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人と同様に、被保険者資格の喪失日が記されていない者が多数見受けられることから、申立期間当時における国による記録管理が適切でなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における船員保険被保険者の資格取得日は昭和19年8月6日、資格喪失日は20年7月16日と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る前述の被保険者名簿及び被保険者台帳の記録から、昭和19年8月から20年2月までは45円、同年3月は75円、同年4月から同年6月までは80円とすることが妥当である。

また、戦時加算該当船舶名簿において、A社所有のB船は、申立期間に戦時加算該当船舶となっていることが確認できることから、申立期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14287

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月28日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の給与支払明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間も同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険の加入記録から昭和56年3月1日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に清算されている上、事業主等から回答が得られないものの、事業主が申立人の資格喪失日を昭和56年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保

険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和41年3月にA社に入社し、同社D出張所に配属され、転勤はあったが46年4月に退職するまで同社に継続して勤務した。申立期間は、同社同出張所が同社C支店から独立して給与計算を始めた時期に当たるが、厚生年金保険料は変わりなく給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間において業務内容及び勤務形態に変更はなく、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業所台帳の記録から、A社D出張所は昭和42年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立人及び元同僚の陳述から、同日までの給与計算事務及び社会保険事務は、同社C支店において一括管理されていたと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日を昭和42年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和41年12月の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 42 年 2 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 1 月 31 日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14289

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成16年6月28日は62万円、18年12月14日は79万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月
② 平成18年12月

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書及びA社の回答から、申立人は、申立期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、元同僚の回答から、申立期間①は平成16年6月28日、申立期間②は18年12月14日とすることが妥当である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、前述の賞与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、平成16年6月28日は62万円、18年12月14日は79万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、当時の資料は無く不明であると回答しているが、オンライン記録によると、当初、申立期間①及び②においてA社の被保険者全員に賞与の記録が無かったことが確認できることから、事業主は当該標準賞与額について社会保険事務所（当時）に届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14290

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 5 日から同年 3 月 21 日まで

年金事務所の記録では、A社、B社及びC社の厚生年金保険被保険者期間 35 か月に係る脱退手当金が、昭和 44 年 10 月 20 日に支給済みであるとされている。

しかし、脱退手当金については、昭和 43 年 1 月頃にB社を結婚退職する際の退職手続の一環として、上記被保険者期間のうち、A社及びB社に係る 34 か月分のみを受給したと記憶しており、その後勤務したC社に係る申立期間については請求も受給もしていないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

なお、申立期間は、日本年金機構から送られてきた「年金記録の確認のお知らせ」に従って手続を行った結果、平成 22 年 2 月に厚生年金保険被保険者期間と認められたにもかかわらず、その後同年 11 月に脱退手当金支給済期間として被保険者期間から消除されており、この取扱いにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本来、異なる厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されている厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、台帳記号番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立人のA社及びB社に係る被保険者期間を管理する台帳記号番号とC社に係る被保険者期間を管理する台帳記号番号は、それぞれ異なるにもかかわらず、いずれの厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人に係る脱退手当金の支給日とされる昭和 44 年 10 月 20 日に

近接する時期に、台帳記号番号の重複整理が行われた事跡は見当たらず、事務処理上、不自然である。

また、申立人は、「日本年金機構は当初、申立期間を厚生年金保険被保険者期間であると回答した。」とした上で、「A社及びB社に係る被保険者期間34か月については、脱退手当金を受給したが、その後C社に勤務した申立期間については、請求も受給もしていない。」と主張しているところ、申立人から提出された日本年金機構の申立人に係る被保険者記録照会回答票（平成22年2月17日現在）にも、申立人の主張どおり、申立期間が被保険者期間であることが記録されている。

さらに、日本年金機構は、申立人に対し、「C社に係る被保険者記録とA社及びB社に係る被保険者記録が別々の台帳記号番号で管理されていた。」とした上で、「申立人に係る脱退手当金の支給済記録が、A社及びB社に係る台帳記号番号にのみ収録されていた。」旨文書回答している。

加えて、日本年金機構は、申立人のA社及びB社に係る台帳記号番号を基礎年金番号に登録した際に、C社に係る申立期間が脱退手当金支給済期間に変わった理由について、「脱退手当金の支給要件は、脱退手当金請求時以前の厚生年金保険被保険者期間の全期間を請求期間とすることから、申立期間が統合前の脱退手当金支給記録の資格取得日から資格喪失日までの期間の被保険者期間であること、及び脱退手当金支給記録の資格喪失日と同一の資格喪失日であり、かつ不足月数と一致したことによる。」旨回答しているものの、当該理由の根拠となる資料等を有しておらず、上述した申立人に係る脱退手当金が支給された日に近接する時期に、厚生年金保険被保険者台帳記号番号の重複整理が行われた事跡が見当たらないことなどを考慮すると、申立期間が、脱退手当金の算定対象とされなかった可能性を否定できない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14291

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和26年5月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月17日から同年6月1日まで

昭和25年4月1日にA社に入社して以降、平成3年10月31日に定年退職するまで、一貫して同社に勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が抜けていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し（A社D支店から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社の担当者の陳述及び申立人の社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、昭和26年5月17日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和26年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

るを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14292（大阪厚生年金事案 13707 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日までの期間及び同年 5 月 31 日から同年 6 月 3 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社 C 営業所）における被保険者記録のうち、これらの期間に係る資格喪失日（昭和 52 年 3 月 30 日及び同年 5 月 31 日）及び資格取得日（昭和 52 年 4 月 1 日及び同年 6 月 3 日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を同年 3 月は 18 万円、同年 5 月は 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和 52 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日までの期間及び同年 5 月 31 日から同年 6 月 3 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月 30 日から同年 2 月 2 日まで
② 昭和 52 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 52 年 5 月 31 日から同年 6 月 3 日まで
④ 昭和 50 年 3 月 13 日から 51 年 1 月 30 日まで
⑤ 昭和 51 年 2 月 2 日から 52 年 3 月 30 日まで
⑥ 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで

夫は A 社に昭和 50 年 3 月に入社し、平成 14 年 12 月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険被保険者期間が空白となっている。

また、夫が A 社に勤務した期間のうち、申立期間④、⑤及び⑥のそれぞれの期間に係る標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されている。

このことから、夫の当該記録の訂正を求めて年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時）に申立てを行ったが、いずれの期間についても厚生年金保険料控除の状況が確認できない等として記録の訂正は認められなかった。

今回、新たに夫の昭和 50 年分から 53 年分までの給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間①、②及び③については厚生年金保険被保険者期間として認め、申立期間④、⑤及び⑥については給与支給額に見合った

標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、元同僚の陳述から、申立人がこれらの期間も継続してA社に在籍していたことが推認できるものの、i) B社C営業所が、「当時の資料を保管しておらず、当時の事業主は既に死亡している。」旨回答している、ii) 申立人がA社で初めて被保険者資格を取得した日(昭和50年3月13日)の前後約6か月の間に資格を取得した者のうち、多数の者の被保険者記録には申立人の申立期間①、②及び③とほぼ同時期に空白期間がある、iii) これら申立人と同様に空白期間がある者から、申立人の申立期間①、②及び③における保険料控除をうかがわせる陳述及び資料を得られなかった等として、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会の決定に基づき、平成25年1月25日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、このうち、申立期間②及び③については、申立人の妻から新たな事情として提出された昭和52年分給与所得の源泉徴収票に記載されている「社会保険料の金額」が、社会保険事務所(当時)の記録に基づく同年分の健康保険料及び厚生年金保険料に雇用保険料を合算した額を上回っているところ、その差額は、申立期間②及び③のそれぞれ前月の標準報酬月額から算出した健康保険料及び厚生年金保険料に雇用保険料を合算した額とほぼ一致することから、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和52年2月及び同年4月に係る記録から、申立期間②は18万円、申立期間③は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②及び③に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、後継会社の事業主は不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和52年3月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、今回、新たな事情として提出された昭和51年分給与所得の源泉徴収票に記載されている「社会保険料の金額」が、社会

保険事務所の記録に基づく同年分の健康保険料及び厚生年金保険料に雇用保険料を合算した額とほぼ一致していることから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

このほかに、申立期間①について、年金記録確認大阪地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④については、i) B社C営業所が、「当時の資料を保管しておらず、当時の事業主は既に死亡している。」旨回答している、ii) 申立人の妻から提出された昭和50年5月及び同年6月の給与明細書に記載されている各月の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が、社会保険事務所が記録する標準報酬月額と一致している、iii) 同年3月及び同年4月並びに同年7月から同年12月までの期間については、報酬月額及び保険料控除を確認できる資料が無い、iv) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者の資格取得日（申立期間④の始期である昭和50年3月13日）と同時期に資格を取得し、申立人と同職種だった旨陳述している多数の者の資格取得時の標準報酬月額が、申立人の当該資格取得時の標準報酬月額と同額であるなどとして、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会の決定に基づき、平成25年1月25日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立期間④については、新たに提出された昭和50年分給与所得の源泉徴収票に記載されている「社会保険料の金額」が、社会保険事務所の記録に基づく同年分の健康保険料及び厚生年金保険料に雇用保険料を合算した額とほぼ一致していることから、申立人の申立期間④における給与からは、社会保険事務所の記録に見合った厚生年金保険料が控除されていたと考えるのが相当である。

このほかに、申立期間④について、年金記録確認大阪地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

申立期間⑤については、i) B社C営業所が、「当時の資料を保管しておらず、当時の事業主は既に死亡している。」旨回答している、ii) 申立人の妻から提出された昭和51年10月分から52年1月分までの給与明細書に記載されている各月の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が、社会保険事務所が記録する標準報酬月額と同額又はそれ以下である、iii) 51年2月から同年9月までの期間及び52年2月については、報酬月額及び保険料控除を確認できる資料が無い、iv) 前述の被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の再取得日（申立期間⑤の始期である昭和51年2月2日）と同時期に資格を再取得し、申立人と同職種だった旨陳述している多数の者の再取得時の標準報酬月額が、申立人の当該再取得時の標準報酬月額と同額であるなどと

して、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会の決定に基づき、平成 25 年 1 月 25 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立期間⑤については、新たな事情として提出された昭和 51 年分及び 52 年分の各給与所得の源泉徴収票に記載されている「社会保険料の金額」が、社会保険事務所の記録に基づく各年の健康保険料及び厚生年金保険料に雇用保険料を合算した額とほぼ一致していることから、申立人の申立期間⑤における給与からは、社会保険事務所の記録に見合った厚生年金保険料が控除されていたと考えるのが相当である。

このほかに、申立期間⑤について、年金記録確認大阪地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

申立期間⑥については、i) B 社 C 営業所が、「当時の資料を保管しておらず、当時の事業主は既に死亡している。」旨回答している、ii) 当該期間に係る報酬月額及び保険料控除を確認できる資料が無い、iii) 前述の被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の再取得日（申立期間⑥の始期である昭和 52 年 4 月 1 日）と同時期に資格を再取得し、申立人と同職種だった旨陳述している多数の者の再取得時の標準報酬月額が、申立人の当該再取得時の標準報酬月額と同額であるなどとして、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会の決定に基づき、平成 25 年 1 月 25 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立期間⑥については、新たな事情として昭和 52 年分給与所得の源泉徴収票が提出されているが、前述のとおり、当該源泉徴収票に記載されている「社会保険料の金額」が、社会保険事務所の記録に基づく同年分の健康保険料及び厚生年金保険料に雇用保険料を合算した額とほぼ一致していることから、申立人の申立期間⑥における給与からは、社会保険事務所の記録に見合った厚生年金保険料が控除されていたと考えるのが相当である。

このほかに、申立期間⑥について、年金記録確認大阪地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

なお、今回、申立人の妻から新たに提出された昭和 53 年 6 月分給与明細書についても検証したが、既に提出されているほかの期間の給与明細書と同様に、当該明細書においても厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は社会保険事務所の記録する標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間④、⑤及び⑥について、申立人が、その妻の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 14293

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和24年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

私は、A社に入社以来、昭和 61 年 1 月 12 日まで途切れることなく同社に勤務しており、申立期間は、24 年 8 月 1 日付けで、同社B支店から同社本店に異動になった時期に当たるが、当該期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社提出の在職証明書及び同社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和 24 年 8 月 1 日にA社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和 24 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が保存されていないため不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和 24 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所にこれを同年 7 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事

業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（福井）厚生年金 事案 14294

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月1日から31年5月20日まで

私は、A社で厚生年金保険に加入していたので、将来は、その年金を受給できると思っていた。

しかし、60歳になって、社会保険事務所（当時）で年金の裁定請求をした時、初めて申立期間が既に脱退手当金支給済みとなっていることを知り、ずっとおかしいと思っていた。

脱退手当金を請求したことも受け取ったことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2年10か月後の昭和34年3月14日に支給決定されたことになっていることから判断すると、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金に係る代理請求を行ったとは考え難い。

また、申立人は、上記支給決定日の約2年前に当たる昭和32年2月*日に婚姻し、改姓しているが、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記されている申立人の氏名はいずれも旧姓のままである上、生年月日についても申立人のものとは異なる年月日が記録されており、これらを訂正した事跡も見当たらないことから、申立人が自ら脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和54年10月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月30日から同年10月16日まで

年金事務所からの照会文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いこと、及び当該期間が同様に空白期間だった同僚が、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正されていることが分かった。

申立期間は、社名がA社からB社に変わった時期に当たるが、当該期間もA社のC支店で継続して勤務していたことから、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の陳述から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者の資格喪失日については、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和54年11月26日）より後の昭和54年12月27日の受付により、同年10月23日と記録されていたものが、処理日は不明であるものの、二重線で抹消の上、同年6月30日に遡って訂正されており、同年10月1日付け定時決定記録についても取り消されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人のほか、102人の同僚に係る被保険者の資格喪失日についても、申立人と同様、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後に、昭和54年10月23日から同年6月30日に訂正

されている上、いずれの者も、同年8月1日付け随時改定又は同年10月1日付け定時決定の記録が取り消されている。

加えて、前述の102人のうちの1人から提出された申立期間に係る給与支給明細書（昭和54年7月分から同年10月分まで）を見ると、各月の給与から、前述の被保険者名簿において、訂正処理前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることから、申立期間当時、A社では、従業員の給与から、当初の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和54年6月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められない上、A社における雇用保険の離職日が同年10月15日と記録されていることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当該離職日の翌日である同年10月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年5月に係る前述の被保険者名簿の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成8年4月1日に資格を取得し、現在も継続しているところ、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消した上、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、21年4月1日の資格喪失日及び同年5月1日の資格取得日を取り消し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年4月1日から同年5月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録の照会を行ったところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に被保険者記録が無いことが判明した。

私は、出産後の平成20年9月7日に育児休業を取得し、21年4月16日に職場に復帰した。申立期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）、就業週報及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定する

こととなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる報酬月額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間は当初、育児休業期間の一部として厚生年金保険料の免除期間とされていたところ、申立人が育児休業の終了予定日前の平成21年4月16日に職場復帰したため、事業主は、同時点で申立人に係る育児休業取得者終了届を提出する必要があったにもかかわらず、当該届の提出が25年1月7日と遅れたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成11年4月1日に資格を取得し、現在も継続しているところ、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消した上、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、22年1月1日の資格喪失日及び同年4月1日の資格取得日を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、同年1月は28万円、同年2月及び同年3月は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和55年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成22年1月1日から同年4月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録の照会を行ったところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に被保険者記録が無いことが判明した。

私は、出産後の平成21年5月7日に育児休業を取得し、22年1月1日付けで職場に復帰した。申立期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）、就業週報及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲

内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成 22 年 1 月は 28 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間は当初、育児休業期間の一部として厚生年金保険料の免除期間とされていたところ、申立人が育児休業の終了予定日前の平成 22 年 1 月 1 日に職場復帰したため、事業主は、同時点で申立人に係る育児休業取得者終了届を提出する必要があったにもかかわらず、当該届の提出が 25 年 1 月 11 日と遅れたことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を、平成5年9月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から7年10月4日まで

A社で勤務した期間のうち、平成5年9月1日から7年10月4日までの期間の標準報酬月額が8万円又は9万2,000円と記録されているが、当時の給与支給額は53万円程度であったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成5年9月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年10月4日。申立人も同日付けで被保険者資格を喪失）より後の8年2月7日付けで、5年9月1日に遡って同年9月から6年10月までは8万円、同年11月から7年9月までは9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間当時のA社の事業主についても、申立人と同様に平成8年2月7日付けで、5年7月1日に遡及して標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の元従業員は、「A社が社会保険料を滞納していたことを聞いたことがある。」と回答している。

一方、商業登記簿により、申立人がA社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「自身の担当業務はB職であった。」と主張しているところ、元従業員は、「申立人の業務はB職であった。」と回答していることから、申立人

が上記の減額訂正処理に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、平成8年2月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について、5年9月1日に遡って標準報酬月額の見直しを行う合理的な理由が見当たらないことから、有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、5年9月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年7月26日から同年8月1日まで
② 昭和48年3月31日から同年4月1日まで

申立期間①について、私は、C社（後に、D社）において、昭和44年7月23日に療養のため休業し、同年8月頃に復帰した直後に退職したのに、同年7月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したこととなっており、当該期間の被保険者記録が欠落している。同年7月分の給料支払明細書において、厚生年金保険料が控除されているので年金記録を訂正してほしい。

申立期間②について、私は、A社からの転勤命令により、同社B支店から同社本社へ異動した。継続して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録に1か月の欠落があるので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社B支店から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B支店の元従業員の陳述及び戸籍の附票により確認できる申立人の住所変更履歴から、昭和48年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和48年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は不明と回答しているが、事業主がA社B支店における資格喪失日を昭和48年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月分の保険料の納付の告知を行っておらず（社会保険事務所が納付の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、「昭和44年8月頃に退職し、同年7月分の給料支払明細書において、当該期間の厚生年金保険料が控除されている。」と主張している。

しかしながら、申立人から提出された昭和44年7月分の給料支払明細書によると、標準報酬月額2万8,000円に相当する1か月分の厚生年金保険料(770円)が控除されていることが確認できる。D社の代表取締役によると、「当時、給料は20日締めで当月25日払い、保険料の控除方法は翌月控除であった。」と陳述している上、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額の変遷欄には、同年7月に2万8,000円から3万3,000円へ月額変更された記載が確認できることから、当該明細書により確認できる厚生年金保険料は同年6月の保険料であると推認でき、当該明細書からは当該期間(昭和44年7月)の保険料が控除されていた事情は見当たらない。

また、D社に係る履歴事項全部証明書によると、「E地方裁判所の破産手続開始」と登記されている上、同社の破産管財人及び代表取締役は、「申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況が分かる資料は残っていない。」と回答している。

さらに、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、D社における離職日は昭和48年7月25日となっている上、申立人から提出された退職金共済手帳においても、退職年月日は同日であることが確認でき、オンライン記録における厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合する。

加えて、C社において申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録があり、所在が確認できた18人(申立人が記憶する2人を含む。)に当該期間に係る申立人の勤務実態等について照会したところ、16人から回答があったものの、申立人の退職年月日を記憶している者はおらず、申立人の当該期間に係る勤務実態を裏付ける陳述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 14300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月20日から同年9月1日まで

A社から同社B工場に異動した時期である昭和45年7月20日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。

A社B工場には工場立ち上げの責任者として異動しており、申立期間も継続して勤務し保険料が控除されていたことは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の回答及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和45年9月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務による履行については、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、A社C事業部D工場）における資格取得日に係る記録を昭和36年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月26日から同年5月5日まで

私は、A社に昭和35年4月に入社し、41年1月に退職するまでの期間、継続して勤務したが、同社E工場から同社B工場に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録が36年4月26日に資格を喪失し、同年5月5日に資格を取得となっており、1か月欠落しているので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社E工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期にA社E工場から同社B工場へ異動したとする同僚3人のうち2人は、「異動日は、昭和36年4月26日であった。」と陳述していることから、昭和36年4月26日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和36年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては、不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和33年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月21日から同年5月1日まで
年金事務所の記録では、A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

当該期間にA社D支店から同社C支店に転勤となったが、当該期間も継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録、E健康保険組合から提出された健康保険資格喪失証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の人事記録により、昭和33年4月にA社D支店から同社C支店に転勤していることが確認できる上、複数の同僚は、「居住地内の転勤は、発令から7日以内に着任する決まりだった。」と陳述しているところ、申立人は、「A社D支店から同社C支店への転勤については、発令から1週間以内には着任したと思う。」と陳述していること、及び同社D支店における資格喪失日に係る記録から判断すると、同年4月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和33年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすること

が妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

年金事務所の記録では、A社B支店から同社C支店に転勤した際の厚生年金保険の加入記録に空白期間が生じているが、申立期間も継続して勤務していたことに間違いはないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の労務管理をしているD社から提出された申立人に係る従業員人事記録、同僚の陳述及び申立人の雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、同僚が申立人と一緒に異動したとして名前を挙げたほかの同僚の転勤辞令の日付が、昭和37年7月1日となっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、D社は、「人事異動に伴い、異動元において厚生年金保険被保険者資格喪失届に係る手続を行う際、手違いがあったものと思われる。」と回答している

上、事業主が資格喪失日を昭和 37 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 29 日から 39 年 9 月 10 日まで
② 昭和 39 年 7 月 17 日から 41 年 12 月 25 日まで
③ 昭和 42 年 3 月 1 日から同年 6 月 29 日まで
④ 昭和 42 年 7 月 5 日から 44 年 1 月 1 日まで
⑤ 昭和 44 年 1 月 29 日から 45 年 12 月 25 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社、B社、C社、D社及びE社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないと申し立てている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人名義の記名・押印が確認でき、当該請求書の住所欄には、支給決定当時の申立人の住所が記載されている上、当該住所地近くにあるF金融機関での隔地払い（通知払い）とされていることが確認できる。

また、申立期間⑤に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、当該脱退手当金は申立期間の被保険者期間を合算して支給決定されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14305

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月頃 から 48 年 1 月頃 まで

申立期間について、A社（後に、B社に名称変更）に勤務し、昭和 47 年の忘年会にも参加した。厚生年金保険の加入記録を確認したところ、当時の元同僚には同社に係る厚生年金保険の加入記録が有るのに、私には記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は、昭和 61 年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、平成 2 年に解散している上、同社清算人に照会を行ったが回答は無く、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間を含む前後の期間に被保険者記録がある元従業員に照会し回答のあった複数の者が、「B社では、試用期間経過後に厚生年金保険に加入した。」旨陳述しており、当該同僚の陳述から、試用期間は約 6 か月程度あったことが推認できる。

さらに、前述の回答のあった元従業員のうち、昭和 47 年秋頃に、申立人より少し先に入社したとする同僚のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は 48 年 4 月となっていること、及び元従業員の一人が所持する同年 1 月に撮影されたとする新年会の写真には、同社における同年 1 月の被保険者記録が無い者が複数写っていることを踏まえると、申立期間当時、同社は、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いでは

なかった可能性がうかがえる。

加えて、申立期間において、前述の被保険者原票の健康保険整理番号に欠番は無く、同原票に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14306

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月頃から同年 7 月頃まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社で勤務していた申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間は、同社に採用されてすぐに同社B営業所が管理する事業所に勤務した期間であり、厚生年金保険に加入していたはずなので、記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社B営業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の資料を保管していないと回答していることから、同社から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等について確認することができない。

また、A社の現在の事業主は、「当時、当社のB営業所はまだ規模が小さく、出張所のような扱いであったことから、同営業所に勤務していた従業員については、厚生年金保険の加入手続が行われていなかった可能性がある。」旨陳述している。

さらに、申立期間当時にA社において、厚生年金保険の被保険者記録がある複数の元従業員に照会を行ったものの、申立人及び同社B営業所に係る厚生年金保険の取扱い等について記憶している者は無く、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたか否かについて確認できる関連資料又は陳述を得ることができない。

加えて、事業所名簿の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 39 年 5 月 1 日であり、これより前の期間において、同社が厚

生年金保険の適用事業所となった記録は無い上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14307

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 2 日から平成 8 年 9 月 11 日まで
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

全てではないが、申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 2 月までの期間、同年 5 月から平成 3 年 2 月までの期間、同年 4 月から 4 年 8 月までの期間、5 年 1 月、同年 3 月、同年 5 月から同年 7 月までの期間、同年 9 月から同年 11 月までの期間、6 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 8 月、同年 10 月から 7 年 2 月までの期間、同年 4 月から同年 7 月までの期間、同年 10 月から 8 年 6 月までの期間及び同年 8 月に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致するか又は同記録より低額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 55 年 3 月、同年 4 月、平成 3 年 3 月、4 年 9 月から同年 12 月までの期間、5 年 2 月、同年 4 月、同年 8 月、同年 12 月、

6年4月から同年7月までの期間、同年9月、7年3月、同年8月、同年9月及び8年7月に係る標準報酬月額については、申立人は給与明細書等を保管しておらず、事業所も賃金台帳等を保存していないため、当該期間における厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができないものの、当該期間については、それぞれ前後の期間の給与明細書の厚生年金保険料控除額から判断すると、少なくとも前の月と同額の厚生年金保険料が控除されていたものと推認できるところ、当該保険料控除額に基づく標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致することが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14308

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月頃から 51 年 2 月 1 日まで
② 昭和 52 年 8 月 11 日から 57 年 8 月末頃まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、正確な勤務期間はよく覚えていないが、10 年程度勤務した A 事業所及び B 社の加入記録が 18 か月しかないことが分かった。

当時はまだ個人商店であった A 事業所にスカウトされ、入社して以降は、継続して同事業所の C 店で D 職として勤務した。A 事業所では入社後すぐに社会保険に加入せず、2 年ほどたってから加入した。

申立期間①当時は、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からないが、少なくとも、既に厚生年金保険の加入記録が有る昭和 51 年 2 月 1 日以降は確実に控除されていたので、その後の申立期間②には控除されていたと思う。

なお、退職前の最後の約半年間は B 社の F 本社に身を置いたが、途中で籍が変わったりすることもなかった。

いずれにせよ、A 事業所及び B 社の C 店に 10 年程度勤めたことは間違いないので、調査の上、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の同僚の陳述から、時期は特定できないが、申立人が当該期間以前から A 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録及び事業所番号索引簿によると、A 事業所は昭和 51 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては適用事業所ではない。

また、A事業所は、昭和53年9月にE社に名称変更した後、57年10月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間①当時の事業主は既に死亡しており、申立人の当該期間における保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、A事業所に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和51年2月1日）に、申立人と同様に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚が、「昭和51年2月1日より前の期間については、社会保険適用前の期間であったので、給与から厚生年金保険料が控除されていなかった。」とした上で、「自身で国民年金保険料を納付するように、会社から説明を受けた。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、このうち複数の者については、申立期間①に国民年金に加入し、当該期間に係る国民年金保険料を納付している旨の記録が確認できる。

- 2 申立期間②については、申立人の上司だったとする者を含む複数の同僚が、「申立人は、申立期間②には、事情により既に退職していたはずである。」旨陳述している一方、申立人が当該期間に継続して勤務していた旨の陳述は得られなかった。

また、前述のとおり、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間②当時の事業主も死亡していることから、申立人の当該期間における保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、申立人は、A事業所が途中で法人化し、事業所名称がB社となった旨主張しているが、当該名称の事業所に係る厚生年金保険の適用事業所記録は見当たらず、該当する商業登記簿の記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14309（奈良厚生年金事案 226 及び 861 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年頃から28年頃まで
② 昭和28年頃から29年5月1日まで
③ 昭和29年8月14日から33年1月1日まで

申立期間①については、A社及びB社に勤務し厚生年金保険に加入していたとして、過去に年金記録確認奈良地方第三者委員会（当時）に申立てを行ったところ、記録の訂正が認められなかったが、その後、B社においてC業務に従事していた期間であると思直した。

なお、B社は、D社という名称であったかもしれないので、新たに提出する資料は無いが、再度調査をお願いしたい。

申立期間②については、B社に勤務し厚生年金保険に加入していたとして、過去に年金記録確認奈良地方第三者委員会に申立てを行ったところ、記録の訂正が認められなかったが、その後、B社ではなくE社においてC業務に従事していた期間であることを思い出した。また、当時、「F」という年下の男性の同僚がいたことを覚えている。

申立期間③については、A社に勤務し厚生年金保険に加入していたとして、過去に年金記録確認奈良地方第三者委員会に申立てを行ったところ記録の訂正が認められなかった。今回、新たに提出する資料は無く、また、入社の際等について詳細な記憶は無いが、同社の所在地及び同僚二人は覚えており、社長は堅気の人だったので、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずである。

上記B社（又はD社）、E社及びA社いずれの事業所においても、確実に正社員として毎日勤務し、給料をもらっており、健康保険被保険者証ももらっていたので、絶対に厚生年金保険料を掛けていた。隅々まで徹底的に調査した上、申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほ

しい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のB社に係る申立て（申立期間は、昭和27年12月1日から29年11月30日まで）については、厚生年金保険の適用事業所の記録が見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認奈良地方第三者委員会の決定に基づき、平成21年3月25日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を昭和27年頃から28年頃までと変更し、「B社はD社という名称だったかも知れない。」として申立てを行っているが、年金事務所の記録においてD社に係る厚生年金保険の適用事業所記録は見当たらない。

また、B社及びD社に係る商業登記簿の記録は確認できず、申立期間①当時の電話帳においても、申立人が主張する住所にこれらの名称の事業所に係る記載は無い。

さらに、申立人から保険料控除をうかがわせる新たな関連資料の提出は無い。

このほかに、申立人の申立期間①における保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人はE社に勤務していたと申し立てしているところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和28年11月1日であり、申立期間②のうち、同日以前に同社が適用事業所であったことを示す記録等は見当たらない。

また、E社は昭和37年10月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間②当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び保険料控除は確認できない。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間②に被保険者記録が有る者のうち、唯一回答が得られた者は、申立人を記憶していないと陳述しており、申立人が当該期間に同社に勤務していた旨の陳述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、E社の従業員数について10人程度であったと陳述しているが、前述の被保険者名簿によると、申立期間②における同社の厚生年金保険被保険者数は同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和28年11月1日）に資格を取得した5人であり、申立人が記憶する従業員数と当該事業所の被保険者数は乖離^{かいり}している。

このほかに、申立人の申立期間②における保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③のA社に係る申立て（1回目の申立期間は、昭和25年12月1日から27年11月30日まで。2回目の申立期間は、29年8月14日から33年1月1日まで）については、同社の所在地及び業務内容についての具体的な陳述から申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、聴取できた複数の同僚が申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務期間の特定及び保険料控除が確認できないこと、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に係る健康保険整理番号に欠番は無いことなどを理由として、既に年金記録確認奈良地方第三者委員会の決定に基づき、平成21年3月25日付け及び22年10月6日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立てが認められないことに納得できないとして、再度申立てを行っているが、申立人から保険料控除をうかがわせる新たな関連資料等の提出は無い。

また、今回の調査において、A社がG社として現存していることが判明したが、同社は、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳は保存しておらず、申立人の申立期間③における勤務実態及び保険料控除の状況は不明である旨回答している。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間③頃に被保険者記録が有る者のうち、12人から回答を得たが、全員が申立人を記憶していない上、申立人の保険料控除の状況も不明としており、これらの者から申立人の当該期間における保険料控除は確認できない。

加えて、申立人は、A社における同僚二人の名字を挙げているが、うち一人は前述の被保険者名簿に該当する記録が見当たらず、ほかの一人についても個人を特定することができない。

また、前述の12人のうちの1人から提出された給与明細書によると、同人が厚生年金保険の被保険者となる前の期間の給与からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほかに、申立人の申立期間③における保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 29 日

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、私自身の記録を確認したところ、当該期間にA社から賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いことが分かった。当該期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の取引先のB業務の工場で、C職として勤務していた。平成16年12月に同社から賞与が支給されたにもかかわらず、当該賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。」と申し立てている。

しかし、A社は、平成20年12月24日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主は所在不明であり、同社の当時の経理事務担当者は、「私が担当していたのはA社の事務所に出勤し、D業務の仕事をしていた従業員の給与及び賞与であり、申立人のように同社の取引先で勤務していた従業員の給与及び賞与のことは分からない。」旨陳述しており、申立人の申立期間における賞与の支給及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人の申立期間の住所地であるE市役所、F税務署及びG税務署に、申立人に係る申立期間当時の税務関係資料の提出を依頼したが、いずれの機関も、「当該資料を保管していない。」旨回答しており、申立人の申立期間における賞与の支給及び保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。